

With コロナ対策に係る対応方針（マスク着用等）について

2023. 3. 9 作成

マスク着用の考え方の見直し等について、2023年2月10日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定されました。（別添資料のとおり）

マスク着用については、2023年3月13日から、次のとおり見直されることとなります。

基本方針

- 1 マスク着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする
- 2 症状がある場合等で通院等やむを得ず外出する場合は、人混みは避け、マスクを着用する
- 3 感染防止対策としてマスクの着用が効果的な場面では着用を推奨する

基本的感染対策

マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密※」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

※(1)密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、(2)密集場所（多くの人が密集している）、(3)密接場所（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）

本会の対応

マスク着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とするが、高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面では、マスクの着用を推奨する。また、事務所にマスクの着用をしない職員がいることをご理解いただく旨のポップや張り紙を窓口等に掲示することとする。

- 1 一般の来庁者及び福祉サービスの利用者
 - (1)マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、感染対策上又は事業上の理由等により、一般の来庁者及び福祉サービスの利用者にはマスクの着用を求めることは許容される
 - (2)マスクの着用を希望する一般の来庁者及び福祉サービスの利用者に対しては、適切に配慮をする
- 2 職員のマスクの着用を推奨する場面

場面
・窓口で面談等実施する場合で、飛沫防止衝立がない場面
・高齢者施設、障がい福祉サービス事業所（重症化リスクの高い方が多く利用している施設）への訪問し、面談、サービス提供を行う場面
・高齢者、障がい者等の自宅へ訪問し、サービスを提供又は面談等を行う場面

- 3 会議については、アクリルパネルの設置をなくし、できる限り密にならないように配慮し、マスクの着用は、個人の判断に委ねることを事前に周知すること。
- 4 窓口の飛沫防止衝立の対応
飛沫防止衝立は、基本的感染対策に有効な対策のひとつであるため、当面の間、継続して設置する。（事務所内の飛沫防止衝立も同様に取り扱う）
- 5 適用
令和5（2023）年3月13日から適用する